

全体的には、住民の基本的権利を侵害する恐れのあるもの、特定の個人、団体、他の利益を与え、住民の損失をもたらす恐れがあるもの、③住民生活に重大な迷惑を起す恐れのあるものとされる。

- ・ 特別職の地方公務員（審議会委員含む）の守秘義務審議会への市民参加はよく行われているが、法律等で定めのあるもの以外、審議会委員には守秘義務がない。その代わ懲戒権や、損害賠償請求権が行使されるとはいうものの、いずれにしても守秘義務あり。守秘義務を課すとすれば、個別か全体の2パターンがある。
- ・ 不開示情報の「意思形成過程情報」では、どの時点で情報を出していいのか判断い。
- ・ また、「国等協力関係情報」では、国や道との約束事など、情報を出すことで著頼関係を損なうものは情報を不開示とあるが、著しく支障が生じるものの解釈が莫ことこれらを踏まえた上で、情報の共有を図り市民参加を促す条例を考えていかなばならない。

2 議 事

(1) まちづくり条例市民研究会の座長私案について

私案をもとに議論した内容は別添作業シートのとおり。（作業目標は第2章～最後則）としていたが、第2章第1節通則第6条～第7条までの検討となった。）

○ 第6条 市民参加手続の実施について

（市民参加手続の実施）

第6条 市役所は、別表に定める市の仕事を行おうとするときは、市民参加手続をう。

2 緊急、その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市日手続を行うことを要しない。この場合において、市役所は市民参加手続を行うことできなかった市の仕事について速やかに次の事項を公表する。

- (1) 市民参加手続を行うことのできなかった市の仕事の内容
- (2) 市民参加手続を行うことのできなかった理由
- (3) 市民参加手続を行うことができなかった市の仕事について市役所が下した着定の内容及びその理由

<検討内容>

市民参加手続を行う市の仕事を範囲づける必要性について

- ・ 条例によっては、特に定めていないものもあるが、通常職員が考えられる範
民参加の実施となっている。石狩市のように、基本的に市民参加を行うが、
については必ず行うという最低限の担保は必要である。

市民参加手続を行わない場合の「緊急、やむをえない理由」について

- ・ 国や道との関係で表に出せないということが含まれるのか。（富良野市情報
例の不開示情報にあたる「国等協力関係情報」）
- ・ 国や道の補助金をもらって大半の市の仕事が成り立っている。国や道が絡む
報が出せないというのでは、今の状況と何も変わらない。今はそれが問題と
いる。
- ・ 今まではお金が決まらないと情報は出せないとしていたが、お金の不確定な
ら様々な選択肢を示しながら情報を提供していかなければならない。（富良
報公開条例の不開示情報にあたる「意思形成過程情報」）
- ・ 市民参加手続にしる情報提供にしる、職員の手間と時間がかかる。今までと
事のやり方をして時間が足りない。これを「緊急、止むを得ない理由」があ
市民参加をしなくてもいいにはならない。手間と時間がかかることを考慮し
を進めていかなければならない。仕事のやり方が変わることは間違いない。

<検討結果>

- ・ 市の仕事は、基本的に全て市民参加手続の対象であるが、必ずやらなければ
いことを最低限のものとして範囲づける必要がある。
- ・ 情報が不確定な段階や、選択肢が複数ある段階等の市民参加が求められてい
民参加手続を行わない場合の「緊急、やむを得ない理由」には、これらは含
い。

○ 第6条（別表）市民参加手続の実施する具体的な市の仕事について

別表（第6条関係）

- 1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市
加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場
きます。
 - (1) 市民が負担する料金の額、市税の税率（国民健康保険税にあつては、課税
の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定め
 - (2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当

遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定

- (4) 公の施設の利用方法について定める規定
- (5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定
- 2 市の計画（人事、財政及びもっぱら市役所内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、改定（別に規則等で定める軽微なものを除く。）又は廃止
- 3 公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難不相当であるものとして別に規則等で定める場合を除きます。
- 4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべきの決定又は改廃
- 5 次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案
- (1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることと法人
- (2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人
- 6 市区域に適用される規制（市の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を機会が別に設けられる場合を除きます。
- 7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情に市民参加手続を行う必要があると認められる市の仕事

<検討内容>

条例、規則等の制定と改廃について

- ・ 市民が負担する料金の額を条例等で規定する場合の市民参加では、増負担に意見が多数を占めることが予想される。だから地方自治法では住民の直接請願から除いている。
- ・ 反対意見が多くとも市は増額を決定しなければならないこともあり、また、見があることを承知で増額提案を議会に提出することもできる。最終決定は議決で行う。
- ・ 反対意見があろうがなかろうが、情報を共有すべきことであり、料金にかかるとは、市民がもっとも関心のあることで、市民参加の対象とすべきものである。

市の計画の策定、改廃、廃止

- ・ 座長私案では、人事・財政、市の内部事務処理にかかる計画を市民参加の範囲から除いているが、人事に関しては適正化計画・人材育成計画や、財政では財源など、市民と情報を共有し、市民参加により策定して問題がないと考えられる。
- ・ 市が一つの法人として参加する協議会や広域圏等の計画は、一つ市の問題ではない、公的めを参考意見も求める程度は構わない。

い。公費で参考意見を求める程度は伺わない。

(★ 石狩市に質問：市の計画で人事と財政を除いた

公の施設の設計概要の決定

- ・ 「公の施設」というと、建物をイメージするが、石狩市の条例では、市道、川、市営住宅、上下水道を「公の施設」に含めている。また、都市計画法で「概要」といえば、場所の選定等があたる。

(★ 調査：「公の施設」の

(★ 石狩市に質問：市道～上下水道の設計概要を除いた

- ・ 中心市街地の事業では、積極的な市民参加を行ってきたが、その地域だけ、係者だけのものだった。これを広く市民とした場合を考える必要がある。

行政指導の内容の決定と改廃

- ・ 行政指導を要綱で定める場合が該当する。

市が法人に出資する場合の予算の立案

- ・ 予算立案だけでいいのか。道の住宅供給公社のように、債務保証への予算立後は問題とるだろう。その部分の市民参加も必要か。

市区域に適用される規制の設定と改廃の市の意見表明

- ・ 鉱山権（試掘権・堀削権）の設定で、国が市町村の意見を求めることがある
- ・ 最近はグループホームの建設（乱立で介護保険料パンクする恐れがある過剰で、市町村が意見表明するものもある（法規制はない）

市民の関心の高い事項、市民生活に大きな影響のある事項

- ・ 関心の高い事項や市民生活に影響のある事項は、誰が判断するのが難しい

<検討結果>

- ・ 料金に係る条例の制定・改廃は、市民参加の対象とする方向で考える。

・ 市の計画の策定は、人事・財政も含めることとして、以下のとおり相定する

- ・市の計画の中止は、入札、財政も定めることとし、以下のとおり規定する。
「市の計画（市役所の内部事務処理に関する計画を除く）の策定、改廃又は止。」
- ・公の施設の設計概要の決定では、「規則で定めるものを除く」を除き以下のとする。
「公の施設の設計の概要決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難適当であるものを除く。」
- ・別表は何を言っているのかわかりづらい。全体的にわかりやすくする必要があ

○ 第7条 市民参加手続の内容と時期

（市民参加手続の内容及び時期）

第7条 市民参加手続は、その対象となる市の仕事の内容に応じ、多くの市民が参
るよう適切な方法で行う。

2 市民参加手続は、その結果を市の仕事に活かすことができるように、適切な時
行う。

3 市役所は、規則により、市民参加手続の内容及び時期を定める上で、考慮す
項について具体的に定める。

4 前3の規則は、市民参加手続審議会の意見を聞き、かつ、パブリックコメント
を行った上で定めます。

<検討内容>

市民参加手続の内容について

- ・ 参加の方法として代表的なものは、審議会、公聴会、パブリックコメント、
ショップ等がある。第7条に具体的に明記した方がわかりやすい。
- ・ 意見と求める目的を明確にして、それに合った市民参加の方法（審議会やパ
クコメント等）を選ぶ必要がある。
- ・ 審議会は法的に縛られていることが多い、公聴会までいくと意見が二分する
最終的な市民参加方法になる。広く意見を求めていくには、ワークショップが
要になってくるのでないか。

市民参加手続の時期について

- ・ 市民参加の時期については、次年度の審議となれば、予算に反映させるのが

市民参加の時期については、以下及び大筋としては、」弄に反映させるツル
則。適切な時期に市民参加を行うとなれば、市の予算編成時期以前となる。

- ・ 私案の中には、「別に規則で定める」というのが多く、条例だけではわかり重要な内容は条例に盛り込むべき。石狩市では、市民参加手続の内容及び時期める上で考慮すべき事項を以下のとおり規則で定めているが、これは条例に方がいい。

※ 石狩市規則（第2条 市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項）

- (1) 市民参加手続の対象となる行政活動のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の市戸み合わせて行うよう配慮すること。
 - (2) 市民参加手続の対象となる行政活動によって重大な影響を受ける者がいることが明らかなきは、その見を表明できるような方法の市民参加手続を行うよう配慮すること。
- ・ 規則で定めるのであれば、条例の制定と改廃は、審議会とパブリックコメント等がわかる表（マトリックス）になっているといい。
 - ・ ワークショップ等は、極めて早い時期に有効な市民参加の方法である。

<検討結果>

- ・ 参加の手法を条例に具体的に以下のとおり明記する。

「市民参加手続は、その対象となる市の仕事の内容に応じ、多くの市民が参るよう審議会、公聴会、パブリックコメント、ワークショップ等適切な方法う。」

- ・ 石狩市の規則別表2の1項（参加手法手続の内容及び時期を定める上で考慮す項）を規則ではなく条例に盛り込みわかりやすくする。その他、審議会、公聴会ブリックコメント、ワークショップ等がどういう検討に向いているのか、どうい期に行うのが適切なのかは規則に規定するもので構わない。

(2) 第3回庁内検討ワーキングの日程等について

- ・ 平成16年 6月11日 13:30～17:00 保健センター2階会議室
議題：座長私案の研究（第2章第1節第8条～最後（附則））
- ・ オフサイトミーティングは、6月3日（木）18:00～開催する。

3 閉 会